

会議概要

会議名 : 令和5年度第2回益田市入札・契約適正化委員会
日時 : 令和5年12月4日(月) 13:15～
場所 : 市民学習センター103号室
委員 : 林 秀司(大学教授)、田中秀樹(弁護士)
大野利昭(税理士)、前田邦男(学識経験者)
出席者 : 委員4名、事務局1名

議 事

(1) 令和5年度(前期)入札結果状況について

入札結果の比較

令和4年度9月末 入札結果

入札件数 工事関係

総合評価	4 件
一般競争入札	0 件
簡易型一般競争入札	33 件
指名競争入札	76 件
小計	113 件

令和5年度9月末 入札結果

入札件数 工事関係

総合評価	3 件
一般競争入札	0 件
簡易型一般競争入札	34 件
指名競争入札	73 件
小計	110 件

入札件数 物品関係

総合評価	0 件
一般競争入札	10 件
簡易型一般競争入札	0 件
指名競争入札	38 件
小計	48 件

入札件数 物品関係

総合評価	0 件
一般競争入札	7 件
簡易型一般競争入札	0 件
指名競争入札	33 件
小計	40 件

入札件数 合計	161 件
---------	-------

入札件数 合計	150 件
---------	-------

予定価格・落札金額 工事関係

予定価格	1,168,852,000 円
落札金額	1,099,547,000 円
総落札率	94.07%

予定価格・落札金額 工事関係

予定価格	1,154,355,100 円
落札金額	1,100,401,000 円
総落札率	95.33%

予定価格・落札金額 物品関係

予定価格	401,293,810 円
落札金額	352,830,848 円
総落札率	87.92%

予定価格・落札金額 物品関係

予定価格	133,459,347 円
落札金額	120,609,948 円
総落札率	90.37%

予定価格・落札金額 合計

予定価格	1,570,145,810 円
落札金額	1,452,377,848 円
総落札率	92.50%

予定価格・落札金額 合計

予定価格	1,287,814,447 円
落札金額	1,221,010,948 円
総落札率	94.81%

低入札調査等

最低制限失格	9	件
	15	者

低入札調査等

最低制限失格	12	件
	17	者

低入札	0	件
	0	者

低入札	0	件
	0	者

数値的判断基準失格	0	件
	0	者

数値的判断基準失格	0	件
	0	者

低入札調査失格	0	件
	0	者

低入札調査失格	0	件
	0	者

低入札での契約	0	者
---------	---	---

低入札での契約	0	者
---------	---	---

1 令和5年度前期の発注件数・発注金額について

令和5年度前期の益田市の入札状況は、建設工事関係の入札件数及び金額は、前年よりわずかに減少した。また、物品関係の入札件数及び金額は、前年より大きく減少した。要因は、前年に1.7億円の「益田市立中学校教育用コンピュータシステム更新業務」という大きい案件があったためである。

近年の動向としては、過去5年で比べると、発注件数及び金額は過去2番目であった。

2 令和5年度前期の落札率について

工事関係の落札率は、前年に比べると上昇した。物品関係の落札率も、前年に比べると上昇した。前年の比較的金額の大きい案件で落札率が80.26%と低かった「益田市立中学校教育用コンピュータシステム更新業務」のような案件がなかったことが影響していると思われる。

また、くじによる落札が12件から7件に減少した。全て最低制限価格・調査基準価格と落札額が同額だった。

【委員】入札結果の比較で、物品関係について、令和4年度より令和5年度の落札率が大幅減少した要因は何か。

【事務局】先ほど説明した令和4年度発注の「益田市立中学校教育用コンピュータシステム更新業務」のような案件が今年度はなかったことが影響しているのではないか。

【委員】建設工事指名競争入札について、不調・不落が多かった要因と対応について伺う。

【事務局】不調については、小規模の工事業者は技術者が不足しているため、受注したくても受注できないという話を聞いている。不落については、物価高騰による資材費単価上昇によって、予定価格超過が多く発生していることが大きな要因と考えている。不調・不落後の対応については、原則2回入札を行い、それでも落札しなかった工事については、担当課から予定価格以内で対応できる業者を探して、随意契約を結んでいる。

【委員】物品調達及び業務委託の随意契約が増えて高額になっているのはなぜか。

【事務局】随意契約の公表について、以前は担当課の自主的な報告で対応していたが、今年度から入札監理室が毎月調査して報告することにしたため、結果的に報告件数が増えた。

【委員】これまでの随意契約に問題があったのか。

【事務局】随意契約自体に問題があったわけではなく、随意公表の仕方について、以前は紙の閲覧だけの公表であったが、他の自治体に習って市の公式ウェブサイト上で随意契約の公表をすることで、より情報公開を進めるべきと市議会から話があり、今年度から始めている。

【委員】先日、県内の不調・不落についての新聞記事が掲載されていたが、益田市の状況はどうなのか。

【事務局】記事によると、県内のいくつかの市で令和4年度の不調・不落の件数が前年度と比べて大幅に増加していて、益田市については微増であった。記事に書いてあったとおり、技術者不足や物価高騰による資材費高騰が主な要因として考えられる。

(2) 抽出案件の審議（令和5年度上半期4月～9月分）

建設工事：総合評価方式一般競争入札（1件）

①益田広域消防本部庁舎建設（車庫棟 建築）工事（1002）

【事務局】この工事は、益田広域消防本部庁舎が、建設以来本年で50年を迎えており、庁舎は著しく老朽化、狭隘化し、さらに、バリアフリーの対応や女性が働きやすい環境の整備が必要となっている。また、一方で高齢化、核家族化等の生活環境の変化に伴う救急需要の増加や複雑多様化する災害への迅速な対応が求められるなど、消防の果たすべき役割はますます増大している。住民の負託に応え、消防の任務を果たすためには、更なる消防力の充実強化が必要であり、地域の特性に即した防災・災害活動拠点施設の整備が必要であるため新庁舎を建設するもので、本工事対象である車庫棟は、主に緊急走行をしない一般業務で使う車両を駐車し、また、外部には土嚢置き場も併設する。

入札参加資格として営業所所在地は、益田市内又は鹿足郡内に主たる営業所を有する者。総合点数等は、直近の経営事項審査結果通知書で建築一式工事の総合評定値が650点以上850点未満。施工実績は、島根県内における公共工事において、元請として過去15年間に1契約2,000万円以上の完成した建築一式工事の施工実績があること。ただし、共同企業体としての施工の場合は、出資比率が20パーセント以上で、契約金額の出資比率相当分が2,000万円以上。配置技術者は、監理技術者又は主任技術者として1級若しくは2級建築士、1級若しくは2級建築施工管理技士（建築）又は国土交通大臣が認定した者を配置できること。

入札状況について

本件入札には、調査基準価格（44,200,000円）が設定されている。

益田市建設工事総合評価方式実施要綱第3条第1項第1号の規定による特別簡易型総合評価方式で入札を実施した。

2者の申請・応札があり、1社が予定価格超過であった。予定価格以下、調査基準価格以上であった、榑野村組を益田市競争参加資格審査会で落札者とした。

【委員】業者の入札を見ると、技術評価加算点が0点で、予定価格超過である入札があり、このような入札は認められるのか。

【事務局】人気のない工事の入札のときに時折このような入札は見られるが、入札制度上は特に問題はない。

【委員】落札する気がないような入札に対して罰則はないのか。

【事務局】例えば、契約する気がないのに安い金額で落札して、その後契約しない場合は、入札を妨害したことになるので、指名停止等の罰則があるが、今回の

ケースは入札結果に影響を与えたわけでないので罰則はない。

【委員】総合評価の意義を無視したふざけた入札のように思えるが、今後もこのような入札が増えていく恐れはないのか。

【事務局】指名競争入札では、まれに予定価格と同じ金額で応札してくる業者はいるが、あまり見られない。

建設工事：簡易型一般競争入札（3件）

②市道下本郷久城線道路改良工事（2工区）（その3）（1103）

【事務局】この工事は、県道久城インター線につながる市道で、近年交通量が増えて安全面を考慮してより広い道路が必要となったことによる道路改良工事である。

入札参加資格として営業所所在地は、益田市内に主たる営業所を有する者。総合点数等は、土木一式工事の総合点数が750点以上。施工実績は、島根県内における公共工事において元請として過去15年間に1契約2,000万円以上の完成した土木一式工事の施工実績があること。ただし、共同企業体としての施工の場合は、出資比率が20パーセント以上で、契約金額の出資比率相当分が2,000万円以上。配置技術者は、監理技術者又は主任技術者として1級若しくは2級土木施工管理技士、1級若しくは2級建設機械施工技士、技術士、国土交通大臣認定者のいずれかを専任で配置できること。

入札状況について

本件入札には、最低制限価格（33,400,000円）が設定されている。益田市建設工事等簡易型一般競争入札実施要綱第3条第1項による簡易型一般競争入札で入札を実施した。

8者の申請・応札があり、1者が最低制限価格以下で失格、7者が予定価格以下、最低制限価格以上で、最低価格で応札した7者のくじ引きの結果、(有)共同開発を益田市競争参加資格審査会で落札者とした。

【委員】他の工事と比べ、参加業者が多かったこと、最低制限価格で失格した業者がいたことで選定した。

【事務局】この工事は、既存の道路を広げるよりも費用面で安価である新設工事を選択した。よって、工事現場は閉鎖された区間であり、比較的工事難易度は高くなく、積算も容易であるため、業者にとって人気のある工事であったと考えられる。結果、最低制限価格と同額で応札した7者のくじ引きで落札者が決まった。

【委員】費用が安く済むとはどういうことか。

【事務局】新設道路の土地は、既存道路と比べて建物が少ないため土地を取得する費用が少なくなった。

【委員】多くの業者が参加し、精度の高い積算をして、落札率も低かった極めて健全な入札と言える。

【事務局】近年は人気のある工事の業者に入札が集中して、そうでない工事は参加者がなしというような2極化が激しくなっている。

③くにさき苑受水槽・高架水槽更新工事（1110）

【事務局】この工事は、益田市立介護老人保健施設くにさき苑にある平成7年に設置の老朽化した受水槽・高架水槽を更新する工事である。

入札参加資格として営業所所在地は、益田市内に主たる営業所を有する者。総合点数等は、管工事の総合点数が800点以上であるもの。施工実績は、元請として過去15年間に1契約3,000万円以上の完成した建築物又は工作物に付随した管工事の施工実績があること。ただし、共同企業体としての施工の場合は、出資比率が20パーセント以上で、契約金額の出資比率相当分が3,000万円以上。配置技術者は、監理技術者又は主任技術者として、1級管工事施工管理技士、技術士又は国土交通大臣認定者を専任で配置できること。

入札状況について

本件入札には、調査基準価格（54,000,000円）が設定されている。

益田市建設工事等簡易型一般競争入札実施要綱第3条第1項による簡易型一般競争入札で入札を実施した。

3者の申請・応札があり、全者が予定価格以下、調査基準価格以上で、最低価格で応札した角田工業(株)を益田市競争参加資格審査会で落札者とした。

【委員】比較的高い価格の工事であり、3者が競合しているにもかかわらず、落札率が高かった。競争していればもっと落札率が低くなるはずでないかと考え、選定した。

【事務局】この工事について、積算は容易であるが、工事費の大部分は受水槽・高架水槽本体の費用であり、工事業者にとって価格を下げる余地が少ないため、結果的に落札率が高くなった可能性がある。

【委員】受水槽等を安く仕入れるぐらいしか価格を下げる方法がないということか。

【事務局】他の工事と比べて、労務費や一般管理費等工事業者が努力して下げられる費用が少ない工事であった。

今回の工事施設は、水道の使用量が多い施設であること、また災害対策のために、大きな受水槽が必要であるため、プラスチック製からより丈夫なステンレス製に替えた。

【委員】受水槽の更新時期について、何か決まりがあるのか

【事務局】受水槽は、水道法において清掃や検査を1年に1回、実施する義務がある

が、更新については特に定めがない。プラスチック製の場合、工事費は安く済むが、定期的に塗装等の補修が必要となる。

建設工事：随意契約（2件）

④益田広域消防本部庁舎建設（広域消防団棟）建築工事（1408）

【事務局】この工事は、益田広域消防本部庁舎内の広域消防団が使用する会議室や研修室等を備えた施設を整備する工事である。

随意契約の理由として、簡易型一般競争入札を行ったが、再度の入札においても落札者がなかった。契約者は、本工事の入札に応札していた業者である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約とした。

入札状況について

随意契約であるので、最低制限価格の設定はされていない。

見積りを徴し、予定価格以下であったので、角田工業㈱と随意契約した。

【委員】この工事は随意契約を行っているのに、似たような同期時に行った益田広域消防本部庁舎建設（車庫棟 建築）工事について、一般競争入札を行っているのは整合性が取れていないのではないかと考え選定した。ただ、事務局の説明で入札を行っていたことは確認したが、不落になった理由を知りたい。

【事務局】公共工事の建築工事は、一般的に値下げの余地が他の工事と比べて少ないことで利益が出にくい工事と言われていて、さらに、この工事は他の消防本部庁舎における工事と比べて予定価格が低く、業者にとって余り人気なかったと考えられる。

【委員】一般競争入札の時には、何者参加していたのか。

【事務局】1者のみである。

【委員】消防本部庁舎工事は、なぜ分けて発注していたのか。

【事務局】市の発注する工事においては、建設業界の振興を図るため、小規模の地元業者でも参加できるように可能な範囲で分離発注することとしている。

なお、いくつかの消防本部庁舎工事で、今のところ不落による随意契約を行ったのはこの工事のみである。

⑤高機能緊急通信指令システム施設部分更新工事（1438）

【事務局】この工事は、119番通報の受付、火災・救助・救急等の出動指令・車両運用管理、病院連絡等の救急業務の合理的運用、各種消防業務に関する情報処理、消防車・救急車等との消防救急デジタル無線等を一括して、円滑、能率的に行い得る機能をもつシステムについて、保守及び部品供給困難となる

時期を迎えシステムの部分更新を行うものである。

随意契約の理由として、多数の通信機器と電子機器により複雑に構成された本システムを導入時に構築施工し、システムを熟知する業者が最適である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。

入札状況について

随意契約であるので、最低制限価格の設定はされていない。

見積りを徴し、予定価格以下であったので、NECネットエスアイ(株)中国支社と随意契約した。

【委員】 予定価格が高い工事にもかかわらず、随意契約とする理由を確認するため選定した。

【事務局】 元々このシステムは、平成27年度には一般競争入札を行って導入していて、当初に導入した業者でなければ、システムの部分更新工事ができない。

そして、メーカーからは、導入後5年後に部分更新を推奨されていたが、8年後まで先延ばしして、かつ、必要最低限の更新にとどめ、更新しなかった古い設備は、保守により故障した部分のみ修繕の方法で対応し、経費削減に努めた。

予定価格についても、業者の見積りを元に算定したが、最低限必要なものに内容を精査した。

【委員】 落札率が100%だと、業者の言いなりのように見えるがどうか。

【事務局】 システムに係る工事の性質上、発注者側が全て仕様を設計することは困難であるため、メーカー側から提案を受けたものについて厳しく精査することで、全体の費用を削減することとしたので、落札率自体を下げることは難しいと思われる。

【委員】 工事発注のようにはいかないかもしれないが、発注者側が主導権をもって行って欲しい。

【委員】 平成27年度には一般競争入札には何者参加していたのか。

【事務局】 2者参加していた。このような消防指令システムのメーカーは全国でも4者程度しかないと聞いている。

【委員】 途中で業者を替えるのは難しいということは当初の一般競争入札が大事ということか。

【事務局】 一般競争入札で安ければいいというわけでもなく、24時間365日正常に稼働するのが当たり前で、他の自治体で適切な更新をしなかったために故障して業務に支障があったと聞いていたので、費用は抑えながらも慎重に考えないといけない。

建設コンサルタント：（簡易型）一般競争入札（1件）

⑥益田地区トンネル点検業務委託（2102）

【事務局】この業務は、藤ヶ峠隧道、片田原隧道、安蔵寺トンネルの変状・損傷状態を把握し、施設の健全度を評価することを目的とする。

入札参加資格として営業所所在地は、島根県内に営業所を有する者。資格等は、建設コンサルタント部門で「鋼構造及びコンクリート」かつ「トンネル」の登録を有する者。業務実績は、元請として過去10年間に国、地方公共団体又は民間において道路の維持管理のトンネル点検業務の受注実績があること。配置技術者は、管理技術者として技術士（トンネル部門）、コンクリート診断士又は道路橋点検士のいずれかの資格を有する者を配置できること。

入札状況について

本件入札には、調査基準価格（7,166,000円）が設定されている。

益田市建設工事等簡易型一般競争入札実施要綱第3条第1項による簡易型一般競争入札で入札を実施した。

3者の申請・応札があり、1者が予定価格超過、1者が調査基準価格失格、予定価格以下、調査基準価格以上で応札した復建調査設計(株)浜田事務所を益田市競争参加資格審査会で落札者とした。

【委員】落札率が低くて、低入札の記載があった案件であり、状況を確認するために選定した。

【事務局】落札額は、調査基準価格と同額であった。失格になった業者の応札額は調査基準価格より1万2千円低かった。

【委員】調査基準価格を下回っても、業者が契約を受託すれば、落札者とできるのか。

【事務局】最低制限価格の場合は下回ると失格となるが、建設コンサルタントについては、調査基準価格として、下回ってもすぐに失格にならず、内訳書を確認して、数値的判断基準を満たし、かつ、低入札価格調査で書類を確認し、適当であれば、落札者と契約できる。

【委員】調査基準価格から1万2千円しか下回ってないのに数値的判断基準を満たしていないのか。

【事務局】今回失格となった業者の内訳書を確認すると、一般管理費が安価すぎて数値的判断基準を満たしていなかったため、落札者にならなかった。

【委員】数値的判断基準について、他にどのような項目があるのか

【事務局】直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費の4項目の全てで数値的判断基準を満たしていないといけない。

【委員】予定価格超過だった業者と比べると、応札額で200万円以上の差があったのはなぜか。

【事務局】建設コンサルタントの入札は、調査基準価格を下回った業者以外は内訳書の提出はしないので、詳細はわからない。

【委員】落札率は80%を切っている調査基準価格を満たしているのか。

【事務局】工事と比べ、建設コンサルタントは調査基準価格が低く設定されるので、落札率は低くなりやすい。

【委員】入札に参加したのは市外の業者だけなのか。

【事務局】今回の建設コンサルタント業務は、業務実績としてトンネル点検業務の受注実績があり、技術者としてトンネル部門の技術士、コンクリート診断士又は道路橋点検士のいずれかの資格を求めている、該当する業者が市外業者に限られていたと思われる。

建設コンサルタント：指名競争入札（2件）

⑦市道大峠線法面对策測量調査業務委託（2312）

【事務局】この業務は、土砂の崩落によって通行できなくなっている箇所を復旧するために、必要な測量調査を委託するものである。

指名業者は、市内測量業者で測量士が1名以上、かつ、測量士又は測量士補を3名以上雇用する者を指名した。

入札状況について

本件入札には、調査基準価格（753,000円）が設定されている。

12者より応札があり、11者が予定価格超過、予定価格以下、調査基準価格以上で応札があった益美コンサルタント(株)が落札者となった。

【委員】参加業者が多いにもかかわらず、落札率が100%であったため選定した。

【事務局】他の測量業務と比べ安い委託費で、現場が美都町の僻地にあり、業者にとって事務所から移動距離が遠いので人気なかった業務であったと思われる。落札業者は、比較的現場に近い美都町の業者であった。

【委員】同じ場所の設計業務委託も同じ業者が落札しているのか。

【事務局】そのとおりである。市の入札のルールとして、設計と測量が両方ある案件については、測量業務専門業者への公平性を重視して、分けて発注することとしている。

⑧白上配水池基本設計業務委託（2315）

【事務局】この業務は、益田西道路建設に伴い、白上配水池におけるポンプ場及びポンプ場内配水池の既存施設移転のための基本設計を行うものである。

指名業者は、浜田市以西に営業所を有する者で建設コンサルタント（上水道及び工業用水道）に登録があり、管理技術者及び照査技術者として技術士法に基づく技術士、RCCM又は大臣認定を有する技術者を各々配置できる

者を指名した。

入札状況について

本件入札には、調査基準価格（6,897,000円）が設定されている。

12者より応札があり、1者予定価格超過、11者が予定価格以下、最低制限価格以上で、最低価格の応札があった(株)日本都市工学設計浜田営業所が落札者となった。

【委員】比較的高価格の指名競争入札で、入札参加者も多く落札率も高くないということで、健全な競争が働いていると考え、入札経過を確認したかった。

【事務局】落札金額は、調査基準価格に近い金額で、次点以降の応札額と比べると極端に低い金額であった。

【委員】業者にとって条件の良い案件であったのか。

【事務局】今回の設計は、配水池を移転するということでの新たな候補地の選定と施設の概略設計業務である。基本設計の後に、配水池や配管の詳細設計があり、今後その設計業務の入札が控えているということを見越して落札した可能性がある。

【委員】落札率が約80%と低く、結果的に良い入札であったと思う。

物品調達：随意契約（3件）

⑨益田市役所その他公共施設 416 契約のうち高圧 8 契約、低圧 175 契約（3401）

⑩益田市役所その他の公共施設高圧 12 契約＋低圧 404 契約のうち水道事業分低圧 151 契約（3408）

【事務局】この案件は、益田市役所その他公共施設のうち高圧 8 契約、低圧 175 契約分で使用する再生可能エネルギー由来電力供給を受けるものである。

随意契約の理由として、オークションでの条件提示をもって競争性が確保されている。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。

入札状況について

随意契約であるので、最低制限価格の設定はされていない。

見積りを徴し、予定価格以下であったので、(株)ライフエナジーと随意契約した。

【委員】予定価格が高いにもかかわらず随意契約とする理由を確認したい。

【事務局】この案件は、民間運営の電力リバーオークション方式を採用していて、一般的な市の入札と異なるため、随意契約の扱いとした。民間運営の電力リ

バースオークション方式を採用したメリットとして、期間内で何回も応札できること、現時点での最低価格が確認できるので競争になりやすいこと、複雑な電力の予定価格の算定について、運営会社が算出してくれることがある。

【委員】同一業者と高価物品を100%落札で随意契約しているのはなぜか。

【事務局】随意契約の予定価格については、電力リバースオークション方式で決まった落札額と同額としているため、落札率が100%となる。ちなみに、電力リバースオークション方式での落札率は、⑨が96.72%、⑩が96.20%であった。

【委員】民間運営の電力リバースオークションの利用料について、市はいくら支払うのか。

【事務局】落札した業者がオークションに係る手数料を支払うので、市の費用負担はない。

⑪POSレジ等(3414)

【事務局】この案件は、POS端末と自動釣銭機の納入及び5年間保守業務である。

随意契約の理由として、全国的な半導体不足でPOSレジの納期が遅れていることや、納期までがタイトなスケジュールであることから納期までに納品可能である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。

入札状況について

随意契約であるので、最低制限価格の設定はされていない。

見積りを徴し、予定価格以下であったので、(株)ビジコムと随意契約した。

【委員】随意契約であるが、落札率は比較的低いため選定した。

【事務局】予定価格は、業者見積を参考にそれぞれの機器台と保守を個別に積み上げたものとしていたが、落札した業者見積を見ると、まとめて購入したことによって割引等を適用していたようである。

今回導入した機器によって、キャッシュレス決済端末機で、現金だけでなく、クレジットカード、電子マネー、スマホ決済ができるようになり、市民の利便性の向上だけでなく、これまでは売上金額について手集計していたものが、パソコン上で集計できることで、職員の負担軽減も期待できる。

業務委託：指名競争入札(1件)

⑫益田市役所執務室移転に伴う引越運搬業務委託(4301)

【事務局】この案件は、市役所の機構改革による執務室移転に伴う机・椅子、パソコン、プリンタ、書架、段ボール等を運搬する業務である。

指名業者は、島根県内に営業所を有し、大分類「運送」、小分類「貨物運

送」に届出のある者のうち、一般自動車貨物運送事業許可を有する者を指名した。

入札状況について

本件入札には、最低制限価格が設定されていない。

3者より応札があり、全者予定価格以下で、最低価格で応札があった(株)サカイ引越センター松江支社が落札者となった。

【委員】引越に係る費用について、自分で依頼するときも金額に不明なことがよくあるが、今回の入札で落札率30%台と極端に低かったのはなぜか。

【事務局】当初は業者見積を参考に予定価格を算定するつもりであったが、急遽引越する部署が増えたために、最新の状況で見積もりを取ることができなかった。そのため、増加分について当初の見積りに単純に上乘せして予定価格を算定したこと、そして、当初の引越時期を4月に予定していたが、6月に時期がずれたこと等の理由で落札額と大きな乖離が生じてしまった。

【委員】落札率が極端に低いということは、予定価格の設定が甘かったと言われても仕方がない。

【事務局】改善案としては、直前であっても大きな変更があった場合は、改めて業者の見積を取ることを指導していく。

業務委託：随意契約（7件）

⑬トマト第1～第4児童クラブ運営業務（4410）

⑭いちご第1～第2児童クラブ運営業務（4414）

⑮わくわく第1～第2児童クラブ運営業務（4420）

⑯めだか児童クラブ運営業務（4438）

⑰あっとほ～むチャイルド運営業務（4445）

⑱都茂児童クラブ運営業務（4449）

⑲いきいき児童クラブ運営業務（4450）

【事務局】この案件は、国が定める児童福祉法等の関係法令等及び益田市放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例、益田市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定に基づき、市内11校区に17の放課後児童クラブの開設を行うものである。

随意契約の理由として、地域団体等との連携や入会児童に対する継続的な支援を行ってきた実績があり、児童の健全育成を最も効果的に図ることができ放課後児童健全育成事業者である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。

入札状況について

随意契約であるので、最低制限価格の設定はされていない。

見積りを徴し、予定価格以下であったので、

⑬吉田地区放課後児童対策運営委員会

⑭高津地区放課後児童対策運営委員会

⑮西益田地区放課後児童対策運営委員会

⑯益田地区放課後児童対策運営委員会

⑰⑱都茂地区放課後児童対策運営委員会

⑲中西地区放課後児童対策運営委員会と随意契約した。

【委員】放課後児童クラブについての契約内容契約金額の算定方法どうなっているのか。また、契約の相手方がクラブ毎の別々であったので、市の直営としない理由を確認するため選定した。

【事務局】委託料のほとんどが放課後児童支援員の人件費であり、残りは事務費となっている。

【委員】放課後児童対策運営委員会とはどういう組織なのか。

【事務局】主にPTAや公民館長等の地域の代表で組織されていて、そこでそれぞれ支援員を雇用して運営している。放課後児童クラブについて、以前は市の直営だったが、現在は外部委託で対応している。

【委員】施設の使用料はどうなっているのか。

【事務局】市が管理する施設であれば使用料は不要であるが、民間の施設であれば使用料が発生する。

【委員】放課後児童支援員の賃金については、クラブによって違うのか。

【事務局】市が予定価格を算定するときの放課後児童支援員の単価は、各クラブとも同額である。しかし、委託先が放課後児童支援員を雇用するときの賃金については、各クラブで異なると思われるが、委託先の運営事項なので、市では把握していない。

【委員】全てのクラブの落札率が100%になっているのはなぜか。

【事務局】予定価格については、市が直営の頃の単価を基に算定していたが、最近の物価上昇や障がい児等がいれば、さらに職員が追加で配置する決まりによって、見積額が予定価格以上になることが判明した。しかし、年度初めは予算の制約があったため、契約者と協議をして、予定価格内での契約を行うこととし、不足額については、年度途中に契約変更で増額対応することとした。

【委員】利用料はどうなっているのか。

【事務局】市の収入として受け入れ、各放課後児童クラブへ支払う委託料に充当しているが、それだけでは足りないので、国等の補助金や市の一般会計から予算を捻出している。ちなみに、利用児童数は市全体でみると減少傾向だが、一部地域では定員オーバーで待機児童が増えている。